

Radiata Increase



FP2級 生保顧客資産 相談業務

2023 年 9 月
過去問解説

解答にあたっての注意

- 1.試験問題については、特に指示のない限り、2023 年 4 月 1 日現在 施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被 災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- 2.問題は、【第 1 問】から【第 5 問】まであります。
- 3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問 1》から《問 15》までとなっています。
- 4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5.解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第1問】次の設例に基づいて、下記の各問(《問1》~《問3》)に答えなさい。

《設 例》

X株式会社(以下、「X社」という)に勤務するAさん(48歳)は、会社員の妻Bさん(49歳)および大学生の長女Cさん(19歳)との3人暮らしである。Aさんは、今後の資金計画を検討するなかで、老後の生活資金等について、そろそろ準備をしておきたいと考えるようになった。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん(1975年8月10日生まれ・48歳・会社員)

- ・公的年金加入歴：下図のとおり(65歳までの見込みを含む)
- ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- ・X社が実施している確定給付企業年金の加入者である。

20歳	22歳	65歳
国民年金	厚生年金保険	
保険料納付済期間 (32月)	被保険者期間 (60月)	被保険者期間 (448月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額45万円)

(2) 妻Bさん(1974年6月23日生まれ・49歳・会社員)

- ・公的年金加入歴：20歳から22歳の大学生であった期間(34月)は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳から現在に至るまでの期間(317月)は厚生年金保険に加入している。また、65歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- ・勤務先は確定拠出年金の企業型年金および他の企業年金を実施していない。

(3) 長女Cさん(2003年12月9日生まれ・19歳・大学生)

- ・Aさんが加入する全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※妻Bさんおよび長女Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》 A さんが、原則として 65 歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生 年金の年金額(2023 年度価額)を計算した次の<計算の手順>の空欄①~④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。計算にあたっては、《設例》の<A さんとその家族に関する資料>および下記の<資料>に基づくこと。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

<計算の手順>

1.老齢基礎年金の年金額(円未満四捨五入)

(①)円

2.老齢厚生年金の年金額

(1) 報酬比例部分の額(円未満四捨五入) (②)円

(2) 経過的加算額(円未満四捨五入) (③)円

(3) 基本年金額(上記「(1)+(2)」の額) □□□円

(4) 加給年金額(要件を満たしている場合のみ加算すること)

(5) 老齢厚生年金の年金額(④)円

<資料>

○老齢基礎年金の計算式（4 分の 1 免除月数、4 分の 3 免除月数は省略）

$$795,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝①＋②

① 2003年 3 月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年 } 3\text{月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003年 4 月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年 } 4\text{月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,657円×被保険者期間の月数

$$- 795,000円 \times \frac{1961\text{年 } 4\text{月以後で} 20\text{歳以上} 60\text{歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝397,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

【答え】

①老齢基礎年金の年金額

●老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した、受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができます。

●老齢基礎年金の計算方法

20歳から60歳になるまでの40年間の国民年金の納付月数や厚生年金の加入期間等に応じて年金額が計算されます。

[計算式]

$795,000 \text{ 円} \times (\text{保険料納付済期間} + \text{免除期間}) \div 480 \text{ 月} (40 \text{ 年} \times 12 \text{ 月})$

[本問の場合]

20歳	22歳		65歳
国民年金		厚生年金保険	
保険料納付済期間 (32月)		被保険者期間 (60月)	被保険者期間 (448月)
		(2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額45万円)

・Aさんは20歳から60歳になるまでの40年間(480月)が保険料納付済月数となります。

$795,000 \text{ 円} \times 480 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 795,000 \text{ (円)}$

② 老齢厚生年金の年金額

●報酬比例部分の額

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝㉑＋㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{2003年3月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{2003年4月以後の被保険者期間の月数}$$

20歳	22歳	65歳
国民年金	厚生年金保険	
保険料納付済期間 (32月)	被保険者期間 (60月)	被保険者期間 (448月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額45万円)

[a] 2003年3月以前の期間分

$$280,000 \text{ 円} \times 7.125/1000 \times 60 \text{ 月} = 119,700 \text{ 円}$$

[b] 2003年4月以後の期間分

$$450,000 \text{ 円} \times 5.481/1000 \times 448 \text{ 月} = 1,104,969.6 \text{ 円}$$

[a+b]

$$119,700 \text{ 円} + 1,104,969.6 \text{ 円} = 1,224,669.6 \text{ 円}$$

$$= 1,224,670 \text{ (円) (万円未満四捨五入)}$$

●経過的分算の計算方法

$1,657 \text{ 円} \times \text{被保険者期間の月数} - 795,500 \text{ 円} \times (1961 \text{ 年以後で } 20 \text{ 歳以上 } 60 \text{ 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数} / 480)$

[本問の場合]

・被保険者期間の月数は、 $60 \text{ 月} + 448 \text{ 月} = 508 \text{ 月}$ となり、上限の480月となります。

・1961年以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数は、60歳から65歳までの5年分(60月)を差し引き、 $508 \text{ 月} - 60 \text{ 月} = 448 \text{ 月}$ となります。

$1,657 \text{ 円} \times 480 \text{ 月} - 795,000 \text{ 円} \times 448 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 53,360 \text{ (円)}$

●加給年金の支給要件

厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18歳になって最初の3月31日まで)がいるときに加算されます。

妻BさんはAさんより年上で、Aさんが65歳になったとき妻Bさんはすでに65歳以上になっているため、**加給年金は支給されません。**

『老齢厚生年金の年金額』

老齢厚生年金の年金額 = 報酬比例部分 + 経過的分算

$1,224,670 \text{ 円} + 53,360 \text{ 円} = 1,278,030 \text{ (円)}$

したがって正解は、

①795,000(円)

②1,224,670 (円)

③53,360 (円)

④1,278,030 (円)

《問 2》 Mさんは、Aさんに対して、老後の年金収入を増やす方法として確定拠出年金の個人型年金(以下、「個人型年金」という)について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①~③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「Aさんおよび妻 Bさんは、最長で(①)歳まで個人型年金に加入し、掛金を拠出することができます。拠出することができる掛金の限度額は、Aさんの場合は年額 144,000 円、妻 Bさんの場合は年額(②)円です」

II 「個人型年金を利用するメリットの 1 つとして、税制の優遇措置が挙げられます。拠出する掛金は(③)として所得控除の対象となります。また、老齢給付金を 年金で受け取った場合、当該給付金は雑所得として総合課税の対象となり、老齢基礎年金や老齢厚生年金と同様に公的年金等控除の対象となります。なお、個人型年金は、Aさんの指図に基づく運用実績により、将来の年金受取額が増減する点に留意する必要があります」

〈語句群〉

イ.60 ロ.65 ハ.70 ニ.240,000 ホ.276,000 ヘ.816,000 ト.社会保険料控除
チ.小規模企業共済等掛金控除 リ.生命保険料控除

【答え】

①:ロ 65

	企業型	個人型(iDeCo)
加入対象者	●確定拠出年金導入企業の従業員 ●70歳未満の厚生年金被保険者	●65歳未満 [公的年金の加入者] ・自営業者(第1号被保険者) ・厚生年金保険の被保険者(第2号被保険者) ・専業主婦(第3号被保険者)

確定拠出年金の個人型は、最長 65 歳まで加入することができます。

②:ホ 276,000

設例より、「勤務先は確定拠出年金の企業型年金および他の企業年金を実施していません」と記載があります。

妻 B さんは国民年金の第 2 号被保険者で、会社に企業年金がないので、限度額は年額 276,000 円までとなります。

③:チ 小規模企業共済等掛金控除

節税効果		
拠出時	小規模企業共済等掛金控除→所得控除	
運用中	非課税 (利息・収益分配金・売却益)	
給付時	一時金	退職所得控除の適用
	年金	公的年金等控除の適用

確定拠出年金の個人型の、拠出した掛金は、全額、小規模企業共済等掛金控除となります。

《問 3》 Mさんは、Aさんに対して、各種のアドバイスをした。Mさんがアドバイスした次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「確定拠出年金の個人型年金は、Aさん自身の都合で任意に脱退することができます。脱退した場合に受け取る脱退一時金は、一時所得として総合課税の対象となります」

②「Aさんが60歳から確定拠出年金の個人型年金の老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が10年以上なければなりません。Aさんの通算加入者等期間が10年以上である場合、老齢給付金の受給開始時期を、60歳から75歳になるまでの間で選択することができます」

③「長女 Cさんは、2023年12月から国民年金の保険料を納付する必要がありますが、Aさんおよび妻 Bさんの前年所得がいずれも一定額以下であれば、長女 Cさんは国民年金の学生納付特例制度を利用することができます」

【答え】

①: × 不適切

確定拠出年金の個人型は、60 歳までは中途解約できず、基本的に脱退することはできません。

※脱退一時金が一時所得なるのは適切な説明です。

②: ○ 適切

個人型確定拠出年金の老齢給付を 60 歳から受給するためには、通算加入者等期間が 10 年以上なくてはなりません。

また、60 歳～75 歳までに受給を開始しなければなりません。

③: × 不適切

学生納付特例制度は、本人の所得が要件となります。

親や家族の所得要件はありません。

【第2問】次の設例に基づいて下記の各問(《問4》~《問6》)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん(35歳)は、会社員の妻Bさん(32歳)および長男Cさん(0歳)との3人で、賃貸マンションで暮らしている。Aさんが、長男Cさんの誕生を機に、生命保険の新規加入を検討していたところ、生命保険会社の営業担当者から下記の生命保険の提案を受けた。そこで、Aさんは、その提案内容についてファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Mさんは、死亡保障の検討にあたって、必要保障額を正しく把握する必要があると考え、Aさんから必要な情報をヒアリングした。現時点でAさんが死亡した場合の必要保障額を下記の〈算式〉を基に試算した結果、その額は3,000万円であった。

〈算式〉

$$\text{必要保障額} = \text{遺族に必要な生活資金等の支出の総額} - \text{遺族の収入見込金額}$$

〈Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料〉

保険の種類 : 5年ごと配当付特約組立型総合保険(注1)
月払保険料 : 13,800円
保険料払込期間(更新限度) : 90歳満了
契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
指定代理請求人 : 妻Bさん

特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険特約	100万円	終身
定期保険特約	1,000万円	10年
収入保障特約(注2)	年額60万円×65歳まで	10年
三大疾病一時金特約(注3)	200万円	10年
総合医療特約(180日型)	1日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
指定代理請求特約	—	—
リビング・ニーズ特約	—	—

(注1) 複数の特約を組み合わせて加入することができる保険

(注2) 最低支払保証期間は5年(最低5回保証)。年金支払期間は、1年刻みで設定することができる。

(注3) がん(悪性新生物)と診断確定された場合、または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態に該当した場合に一時金が支払われる(死亡保険金の支払はない)。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 4》 Mさんは、Aさんに対して、下記の〈前提〉においてAさんが死亡した場合、妻Bさんが受給することができる公的年金制度からの遺族給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

〈前提〉

- ・妻Bさんは、遺族基礎年金および遺族厚生年金の受給権を取得する。
- ・妻Bさんおよび長男Cさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

「現時点においてAさんが死亡した場合、妻Bさんに対して遺族基礎年金および遺族厚生年金が支給されます。遺族基礎年金を受けられる遺族の範囲は、死亡した者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。『子』とは、原則として、18歳到達年度の末日までの間にあり、かつ、現に婚姻していない子等を指します。妻Bさんが受け取る遺族基礎年金の額は、『子』が1人のため、(①)円(2023年度価額)になります。

遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の(②)相当額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が(③)月に満たない場合、(③)月とみなして年金額が計算されます。

また、長男Cさんについて18歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Bさんが65歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額に(④)が加算されます」

〈語句群〉

イ.240 ロ.300 ハ.480 ニ.871,200 ホ.1,023,700 ヘ.1,590,000 ト.3分の2
チ.4分の3 リ.5分の4 ヌ.振替加算 ル.中高齢寡婦加算 ヲ.経過的寡婦加算

【答え】

①:ホ 1,023,700

遺族基礎年金の額は、「老齢基礎年金の満額+子の加算」です。

老齢基礎年金の満額=795,000 円

子の加算=2 人目まで 228,700 円 3 人目以降 76,200 円

※(2023 年度価額)

本問では、子が 1 人となります。

795,000 円+228,700 円=1,023,700 円

②:チ 4 分の 3

遺族厚生年金の支給額は、死亡した人の老齢厚生年金の報酬比例部分 4 分の 3 となります。

③:ロ 300

遺族厚生年金の受給額

老齢厚生年金の報酬比例部分の 3/4 相当額です。

被保険者の加入月数が 300 月に満たないときは 300 月で計算します

④:ル 中高齢寡婦加算

・中高齢寡婦加算

下記に該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40 歳から 65 歳になるまでの間、中高齢寡婦加算が加算されます。

・夫が亡くなったとき、40 歳以上 65 歳未満で、生計を同じくしている子がない妻

・遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が 18 歳到達年度の末日に達した(障害の状態にある場合は 20 歳に達した)等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき、妻が 65 歳になると支給がなくなります。

《問 5》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが提案を受けている生命保険の保障内容等について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「妻 Bさんが収入保障特約から受け取る年金受取総額は、Aさんが 40 歳(年金支払期間満了となる 65 歳まで 25 年 0 カ月)で死亡した場合は、1,500 万円となり、Aさんが 62 歳(年金支払期間満了となる 65 歳まで 3 年 0 カ月)で死亡した場合は、300 万円となります」

②「Aさんが死亡した場合、妻 Bさんが収入保障特約から毎年受け取る年金は、所得税額の計算上、非課税となりますので、その全額を遺族の生活費や教育資金に活用することができます」

③「先進医療特約では、契約日時点で先進医療と定められていれば給付の対象となります。一部の先進医療については費用が高額となるケースもありますので、先進医療特約の付加をご検討ください」

【答え】

特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険特約	100万円	終身
定期保険特約	1,000万円	10年
収入保障特約（注2）	年額60万円×65歳まで	10年
三大疾病一時金特約（注3）	200万円	10年
総合医療特約（180日型）	1日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
指定代理請求特約	—	—
リビング・ニーズ特約	—	—

（注1）複数の特約を組み合わせて加入することができる保険

（注2）最低支払保証期間は5年（最低5回保証）。年金支払期間は、1年刻みで設定することができる。

（注3）がん（悪性新生物）と診断確定された場合、または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態に該当した場合に一時金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

①:○適切

設例より、収入保障特約の「保障金額は年額60万円×65歳まで」また、「(注2)最低支払保証期間は5年」と記載されています。

・Aさんが40歳で死亡した場合
年金支払期間満了となる65歳まで25年ですので、 $60\text{万円} \times 25\text{年} = 1,500\text{万円}$ となります。

・Aさんが62歳で死亡した場合
最低支払保証期間は5年ですので、 $60\text{万円} \times 5\text{年} = 300\text{万円}$ となります。

②: × 不適切

収入保障保険は、死亡保険金を年金形式で受け取ることができます。

収入保障特約を毎年受け取る場合

1 年目は非課税ですが、

2 年目以降は、**雑所得**として所得税・住民税の課税対象となります。

③: × 不適切

● 先進医療特約

厚生労働大臣が定める高度で最先端の医療技術を用いた療養に対して給付金が支払われる特約で、**加入後に新しく認められた(療養を受けた時点の)**先進医療も支払いの対象です

本問では、「契約日時点」と説明されていますので、不適切となります。

《問 6》 Mさんは、Aさんに対して、生命保険の見直しについてアドバイスをしました。Mさんがアドバイスした次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「必要保障額は、通常、子どもの成長とともに逡減していきますので、保険期間の経過とともに年金受取総額が逡減していく収入保障特約を付加することは検討に値します。年金支払期間は、妻 B さんや長男 C さんの年齢など、ご家族の状況に合わせてご検討ください」

②「Aさんが将来、住宅ローン(団体信用生命保険に加入)を利用して自宅を購入した場合、必要保障額の計算上、住宅ローンの残債務を遺族に必要な生活資金等の支出の総額に含める必要がありますので、必要保障額は増加します。自宅を購入した際は、改めて生命保険の見直しをすることをお勧めします」

③「妻 Bさんが死亡あるいはケガや病気で働けなくなった場合、世帯収入が減少するだけでなく、それまで夫婦が行ってきた家事や育児等を、少なからず家事代行業者等に頼ることも考えられます。Aさんの保障内容と同時に、妻 Bさんの保障内容も検討する必要があると思います」

①:○適切

必要保障額は、万が一の時に遺族が暮らしていける金額のことです。
生活費はその年に応じて異なり、必要保障額は年々変わります。
若いうちは子供の教育費などがかかり必要保障額は高くなり、子供が独り立ちして夫婦だけで生活するようになると必要保障額は少なくなります。
収入保障保険の保険金額は経過年数とともに逡減していき、保険料が定期保険よりも安いいため、加入を検討することは正しい説明と言えます。

②:×不適切

住宅ローン(団体信用生命保険)の残高は、団体信用生命保険から支払われる保険金と相殺されるため、必要保障額の計算上の支出総額には含めません。

③:○適切

家事代行サービスは、掃除や洗濯などを行なってくれるため、幼児や高齢者がいる家庭などで需要が高まっています。

妻 B さんが死亡あるいはケガや病気で働けなくなった場合は、A さんが働きながら 1 人で家事育児を行わなければなりません。

そのような場合、家事代行サービスを利用して負担を軽減することは 1 つの案と言えます。また、死亡保障や就業不能保障などの保障内容を検討することは必要と言えます。

【第3問】次の設例に基づいて下記の各問(《問7》~《問9》)に答えなさい。

《設 例》

Aさん(71歳)は、X株式会社(以下、「X社」という)の代表取締役社長である。Aさんは、今期限りで専務取締役の長男Bさん(40歳)に社長の座を譲り、勇退することを決意している。

Aさんは、先日、＜資料1＞の生命保険に関して、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談した。また、Mさんから、長男Bさんを被保険者とする＜資料2＞の生命保険の提案を受けた。

＜資料1＞X社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類	： 終身保険(特約付加なし、予定利率：5.5%)
契約年月日	： 1992年12月1日(40歳時加入)
契約者(＝保険料負担者)	： X社
被保険者	： Aさん
死亡保険金受取人	： X社
死亡・高度障害保険金額	： 5,000万円
保険料払込期間	： 65歳満了(保険料の払込みは満了している)
年払保険料	： 90万円
払込保険料累計額	： 2,250万円(25年間の累計額)
現時点の解約返戻金額	： 2,300万円

＜資料2＞Mさんから提案を受けた生命保険の内容

保険の種類	： 無配当定期保険(特約付加なし)
契約者(＝保険料負担者)	： X社
被保険者	： 長男Bさん
死亡保険金受取人	： X社
死亡・高度障害保険金額	： 1億円
保険期間・保険料払込期間	： 95歳満了
年払保険料	： 200万円
最高解約返戻率	： 83%

※保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。

※所定の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》 仮に、X 社が A さんに役員退職金 5,000 万円を支給した場合、A さんが受け取る役員退職金について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。〈答〉は万円単位とすること。なお、A さんの役員在任期間(勤続年数)を 35 年 3 カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- ① 退職所得控除額
- ② 退職所得の金額

【答え】

①

●退職所得控除額の計算式

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数(最低80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

＊勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。

[本問の場合]

Aさんの勤続年数35年3ヶ月なので、勤続年数36年で計算します。

$$70\text{万円} \times (36\text{年} - 20\text{年}) + 800\text{万円} = 1,920\text{万円}$$

②

●退職所得の計算式

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

$$(5,000\text{万円} - 1,920\text{万円}) \times 1/2 = 1,540\text{万円}$$

したがって正解は、

①1,920 (万円)

②1,540 (万円)

《問 8》 Mさんは、Aさんに対して、〈資料 1〉の終身保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「現時点で当該生命保険を解約した場合、配当金等を考慮しなければ、X社はそれまで資産計上していた保険料積立金 2,250 万円を取り崩して、解約返戻金 2,300 万円との差額 50 万円を雑収入として経理処理します」

②「勇退時に契約者を A さん、死亡保険金受取人を A さんの相続人に名義を変更することで、当該生命保険を役員退職金の一部として A さんに支給することができます。保険料の払込みが既に終わっており、今後も解約返戻金額が増加することを考えると、個人の保険として保障を継続することも選択肢の 1 つです」

③「契約者を A さん、死亡保険金受取人を A さんの相続人に名義を変更し、当該生命保険を役員退職金の一部として A さんに支給した場合、名義変更時の既払込保険料総額が A さんの退職所得に係る収入金額となり、他の退職手当等と合算して退職所得の金額を計算します」

①:○適切

生命保険を解約した場合、資産計上額から取り崩します。

法人が受け取った死亡保険金や解約返戻金の差額が益金または損金となります。

[本問の場合]

解約返戻金 2,300 万円-保険料積立金 2,250 万円=50 万円となり、雑収入として計上します。

②:○適切

契約者 A さんの死亡保険金を受取人 A さんの相続人に名義変更すること
で、役員退職金の一部として A さんに支給することができます。

また解約返戻金の予定利率 5.5%で解約返戻金額が今後も増加することを考慮すると個人保険として保証の継続することも選択肢の 1 つといえます。

③:×不適切

名義変更により、生命保険を退職金として現物給付した場合、解約返戻金等の金額が、退職所得の収入金額となります。

本問では「既払込保険料総額が A さんの退職所得に係る収入金額となる」と説明されていますので、不適切となります。

《問 9》 Mさんは、Aさんに対して、〈資料 2〉の定期保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①~④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ①「当該生命保険の単純返戻率(解約返戻金額÷払込保険料累計額)は、保険期間の途中でピークを迎え、その後は低下し、保険期間満了時には0(ゼロ)になります。当該生命保険の解約返戻金は、役員退職金の原資や設備投資等の事業資金として活用することができます」
- ②「当該生命保険の場合、保険期間開始日から保険期間の4割に相当する期間を経過する日までは、当期分支払保険料の6割相当額を前払保険料として資産に計上し、残額は損金の額に算入します」
- ③「当該生命保険を長男Bさんの勇退時に払済終身保険に変更した場合、契約は継続しているため、経理処理の必要はありません」
- ④「保険期間中にX社に緊急の資金需要が発生し、契約者貸付制度を利用する場合、当該制度により借り入れることができる金額は、利用時点での既払込保険料相当額が限度となります」

①:○適切

本問の通り

単純返戻率は、保険期間の途中でピークを迎え、その後は低下し、保険期間満了時には0になります。

また、生命保険の解約返戻金は、用途の制限がないため、役員退職金の原資や設備投資等の事業資金として活用できます。

②:○適切

[最高解約返戻率:70%超85%以下の契約の場合]

保険期間の前半4割相当期間を経過するまでは、当期分支払保険料の60%を資産計上し、残り40%を損金算入します。

③:×不適切

[定期保険から払済終身保険へ変更する場合]

前払保険料として資産計上していた額を取り崩し、解約返戻金額を保険料積立金として資産計上し、その差額を雑収入または雑損失として計上します。

④:×不適切

契約者貸付制度とは、生命保険を利用して、銀行からではなく、保険会社から、解約返戻金の所定の範囲内でお金を借りることができる仕組みです。借り入れることができる金額は、解約返戻金の70～90%程度までです。

本問では、「利用時点での既払込保険料相当額が限度」と説明されていますので、不適切となります。

【第4問】次の設例に基づいて下記の各問(《問10》~《問12》)に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、妻Bさんおよび長男Cさんとの3人家族である。Aさんは、個人で不動産賃貸業を営んでいる。また、Aさんは、2023年中に、終身保険の解約返戻金および一時払変額個人年金保険(10年確定年金)の解約返戻金を受け取っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん (50歳) : 個人事業主(青色申告者)
妻Bさん (48歳) : 会社員。2023年分の給与収入は600万円である。
長男Cさん (21歳) : 大学生。2023年中の収入はない。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

- (1) 不動産所得の金額 : 900万円(青色申告特別控除後)
(2) 上場株式の譲渡損失の金額 : 20万円
(証券会社を通じて譲渡したものである)

(3) 終身保険の解約返戻金

契約年月 : 2004年8月
契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
解約返戻金額 : 460万円
正味払込保険料 : 500万円

(4) 一時払変額個人年金保険(10年確定年金)の解約返戻金

契約年月 : 2014年6月
契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
解約返戻金額 : 600万円
正味払込保険料 : 500万円

※妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》不動産所得に係る青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I 「不動産の貸付が事業的規模に該当する場合、不動産所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高(①)万円を控除することができます。
(①)万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、不動産所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Tax による申告(電子申告)または電子帳簿保存を行う必要があります。なお、不動産の貸付が事業的規模でない場合、青色申告特別控除額は最高(②)万円です」

II 「不動産所得の金額の計算上、不動産の貸付が事業的規模に該当するか否かについては、社会通念上、事業と称するに至る程度の規模かどうかにより実質的に判断しますが、形式基準によれば、独立した家屋の貸付についてはおおむね(③)棟以上、アパート等については貸与することができる独立した室数がおおむね□□□以上であれば、特に反証のない限り、事業的規模として取り扱われます」

III 「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、純損失の(④)年間の繰越控除、純損失の繰戻還付などが挙げられます」

〈数値群〉

イ.1 ロ.2 ハ.3 ニ.5 ホ.7 ヘ.10 ト.26 チ.38 リ.55 ヌ.65

【答え】

① ヌ 65

青色申告特別控除は、55 万円の青色申告特別控除の適用要件に加えて e-Tax による申告(電子申告)または電子帳簿保存を行うことで、最高65万円の青色申告特別控除が受けられます。

② ヘ 10

事業的規模ではない場合、青色申告特別控除額は一律10万円となります。

③ ニ 5

不動産の事業的規模は、5棟10室を基準に判定されます。

④ ハ 3

青色申告者は、その損失分を翌年以降3年間繰り越し控除ができます。

《問 11》 A さんの 2023 年分の所得税の課税等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「上場株式の譲渡損失の金額は、不動産所得の金額や一時所得の金額と損益通算することができます」

②「A さんが長男 C さんの国民年金保険料を支払った場合、その支払った保険料は、A さんの社会保険料控除の対象となります」

③「A さんが適用を受けることができる長男 C さんに係る扶養控除の額は、38 万円です」

【答え】

①: × 不適切

上場株式の譲渡損失の金額は、同じ申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得だけですので、不動産所得の金額や一時所得の金額と損益通算できません。

②: ○ 適切

社会保険料控除は、生計を一にする親族のために支払った金額も控除対象となります。

③: × 不適切

● 扶養控除

扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で 16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で 19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で 70歳以上	同居親族→58万円 それ以外→48万円

長男 Cさんは21歳ですので、特定扶養親族として63万円の控除額となります。

《問 12》A さんの 2023 年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額		(①) 円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	扶養控除	□□□円
	基礎控除	(②) 円
(b) 所得控除の額の合計額		□□□円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))		6,650,000円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)		(③) 円

資料＞所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	195	5%	—
195	～ 330	10%	9万7,500円
330	～ 695	20%	42万7,500円
695	～ 900	23%	63万6,000円
900	～ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	～ 4,000	40%	279万6,000円
4,000	～	45%	479万6,000円

【答え】

Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

- (1) 不動産所得の金額 : 900万円 (青色申告特別控除後)
- (2) 上場株式の譲渡損失の金額 : 20万円
(証券会社を通じて譲渡したものである)
- (3) 終身保険の解約返戻金
- | | |
|--------------------|-----------|
| 契約年月 | : 2004年8月 |
| 契約者 (=保険料負担者)・被保険者 | : Aさん |
| 死亡保険金受取人 | : 妻Bさん |
| 解約返戻金額 | : 460万円 |
| 正味払込保険料 | : 500万円 |
- (4) 一時払変額個人年金保険 (10年確定年金) の解約返戻金
- | | |
|--------------------|-----------|
| 契約年月 | : 2014年6月 |
| 契約者 (=保険料負担者)・被保険者 | : Aさん |
| 死亡保険金受取人 | : 妻Bさん |
| 解約返戻金額 | : 600万円 |
| 正味払込保険料 | : 500万円 |

①

・不動産所得:900万円

・上場株式の譲渡損失の金額(20万円)は、申告分離課税ですので、総所得金額の所得と損益通算することはできません。

・終身保険:一時払変額個人保険

一時所得＝総収入金額-支出金額-特別控除額(最高50万円)

(460万円+600万円)-(500万円-500万円)-50万円=10万円

総所得金額に算入する際は、1/2を算入します。

10万円×1/2=5万円

総所得金額=900万円+5万円=905万円

=9,050,000(円)

②

●所得税の基礎控除

合計所得金額	基礎控除額	
	2019 年度分	2020 年度以降分
2,400 万円以下	38 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円超		— 基礎控除額 0 円

Aさんの合計所得金額は2,400万円以下なので、基礎控除額は48万円となります。

③

課税総所得金額=6,650,000円

所得税の速算表より計算

6,650,000円×20%-427,500円=902,500円

したがって正解は、

① 9,050,000 (円)

② 480,000(円)

③ 902,500 (円)

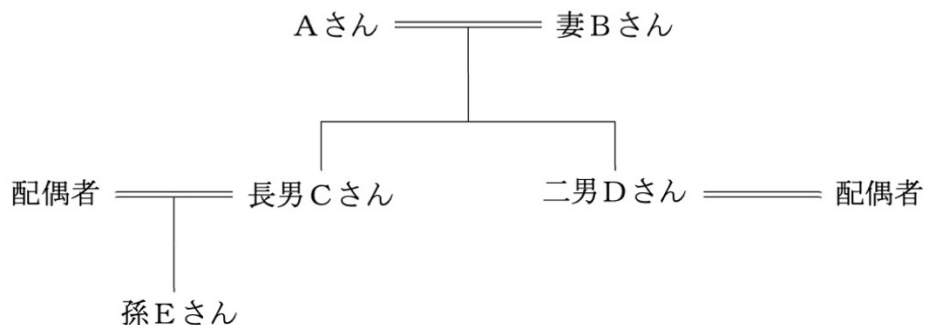
【第5問】次の設例に基づいて下記の各問(《問13》~《問15》)に答えなさい。

《設 例》

X株式会社(非上場会社・製造業、以下、「X社」という)の代表取締役社長であるAさん(68歳)は、自宅で妻Bさん(67歳)、長男Cさん(42歳)家族と同居している。二男Dさん(40歳)は、他県に所在する戸建て住宅(持家)で暮らしている。

Aさんは、妻Bさんに自宅および相応の現預金等を相続させ、X社の専務取締役である長男CさんにAさんが100%所有するX社株式とX社本社敷地・建物を承継する予定であり、遺言書を作成しておきたいと考えている。

<Aさんの親族関係図>



<Aさんの主な所有財産(相続税評価額、下記の生命保険を除く)>

現預金等	:	1億3,000万円
X社株式	:	2億5,000万円
自宅敷地(350㎡)	:	5,000万円(注)
自宅建物	:	2,000万円
X社本社敷地(500㎡)	:	8,000万円(注)
X社本社建物	:	4,000万円

(注)「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

<Aさんが加入している一時払終身保険の内容>

契約者(=保険料負担者)・被保険者	:	Aさん
死亡保険金受取人	:	妻Bさん
死亡保険金額	:	2,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 遺言に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには ×印を解答用紙に記入しなさい。

①「自筆証書遺言は、その遺言の全文および財産目録をパソコンで作成し、日付および氏名を自書して押印することで作成することができます」

②「自筆証書遺言は、所定の手続により、法務局(遺言書保管所)に保管することができます。法務局に保管された自筆証書遺言は、遺言者の相続開始時に、家庭裁判所の検認が不要となります」

③「公正証書遺言は、証人 2 人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成しますが、推定相続人が証人になることはできません」

【答え】

	作成方法	証人	検認
自筆証書遺言	遺言者が遺言の、全文、日付、氏名を自書する。 遺言の全文は手書きで書く必要ありましたが、法改正により財産目録に関してはパソコン等での作成も認められるようになりました。	不要	必要 (自筆証書遺言保管制度を利用し、法務局に保管した場合は検認不要)
公正証書遺言	公証人2名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記する。	2人以上	不要

①：×不適切

自筆証書遺言は、遺言者が遺言の全文、日付、氏名を自書します。
財産目録に関してはパソコン等での作成も認められています。

②：○適切

自筆証書遺言保管制度を利用し、法務局に保管した場合は検認不要です。

③：○適切

公正証書遺言は、証人2人以上の立会いが必要です。

《問 14》 A さんの相続に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「遺言により、自宅および現預金等を妻 B さん、X 社関連の資産を長男 C さんに相続させた場合、二男 D さんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分を 算定するための財産の価額が 6 億円の場合、二男 D さんの遺留分の金額は、(①) となります」

II 「長男 C さんが X 社本社敷地を相続により取得し、当該敷地について、特定同族会社事業用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、当該敷地(相続税評価額 8,000 万円)について、相続税の課税価格に算入すべき価額を(②)とすることができます。なお、自宅敷地と X 社 本社敷地について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、(③)」

III 「A さんが加入している一時払終身保険の死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。A さんの相続開始後、妻 B さんが受け取る死亡保険金 2,000 万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は、(④)となります」

〈語句群〉

イ.200 万円 ロ.500 万円 ハ.800 万円 ニ.1,600 万円 ホ.2,880 万円

ヘ.4,800 万円 ト.5,000 万円 チ.7,500 万円 リ.1 億 5,000 万円

ヌ.適用対象面積は所定の算式により調整され、完全併用はできません

ル.それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます

【答え】

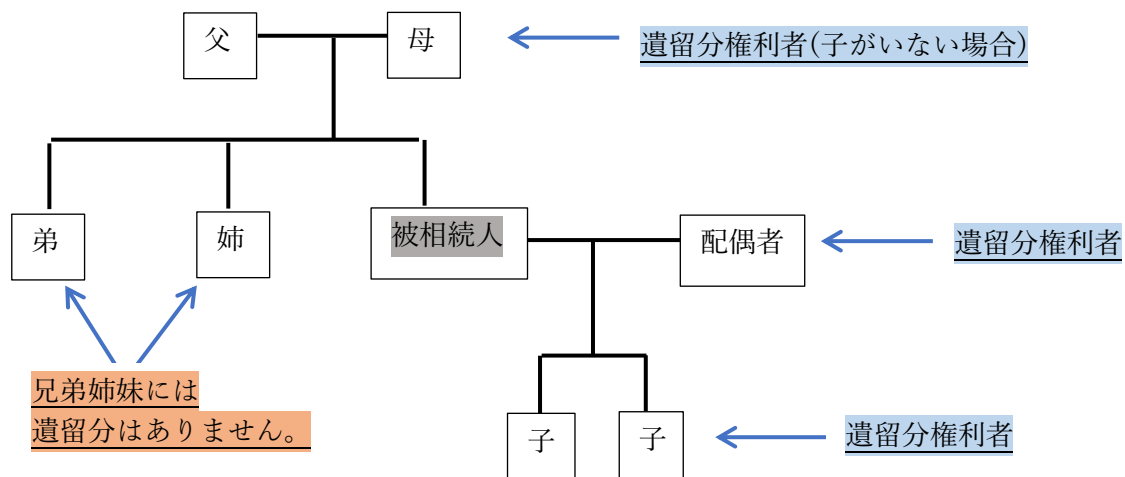
① チ 7,500万円

遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が最低限相続できる財産のことをいいます。

遺留分の権利者は、配偶者、子、父母です。

法定相続人の第3順位の兄弟姉妹には遺留分はありません。

[遺留分の割合]



遺留分権利者が直系尊属のみの場合	遺留分権利者が直系尊属のみ以外の場合
遺留分= 被相続人の財産×1/3	遺留分= 被相続人の財産×1/2

[本問の場合]

本問の法定相続人は、妻 B さん・長男 C さん・二男 D さんの 3 人です。

- ・二男 D さんの法定相続分は 1/4。
- ・二男 D さんの遺留分は 1/8 (1/4×1/2)です。
- ・二男 D さんの遺留分額 6 億円×1/8=① 7,500 万円

② ホ 2,880万円

●小規模宅地の特例

[限度面積・減額割合]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地	400㎡	80%
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

Aさんの主な所有財産（相続税評価額、下記の生命保険を除く）>

現預金等 : 1億3,000万円
X社株式 : 2億5,000万円
自宅敷地（350㎡） : 5,000万円（注）
自宅建物 : 2,000万円
X社本社敷地（500㎡） : 8,000万円（注）
X社本社建物 : 4,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

本特例の評価減額=相続税評価額×適用上限/敷地面積×減額割合
=8,000万円×400㎡/500㎡×80%=5,120万円

算入すべき価額=8,000万円-5,120万円=2,880万円

② ル それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます。

特定居住用宅地と特定同族会社は、それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます。

④ ロ 500万円

・みなし相続財産とは、相続税を計算する際は相続財産とみなして相続税を課税する財産のことです。

・死亡保険金の非課税限度額
 $500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$

本問の法定相続人は、妻 B さん・長男 C さん・二男 D さんの 3 人です。
 $500 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 1,500 \text{ 万円}$

相続税の課税価格に算入する額
 $\text{死亡保険金 } 2,000 \text{ 万円} - \text{非課税限度額 } 1,500 \text{ 万円} = 500 \text{ 万円}$

《問 15》現時点(2023 年 9 月 10 日)において、A さんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①~③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は 5 億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額		5 億円
(b) 遺産に係る基礎控除額		(①) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))		□□□万円
相続税の総額の基となる税額		
妻 B さん		□□□万円
長男 C さん		(②) 万円
二男 D さん		□□□万円
(c) 相続税の総額		(③) 万円

資料＞相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円
30,000	～ 60,000	50%	4,200万円
60,000	～	55%	7,200万円

【答え】

[遺産にかかる基礎控除額の算出方法]

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数です。

本問の法定相続人は、妻 B さん・長男 C さん・二男 D さんの 3 人です。

3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 = ① 4,800 万円

[課税遺産総額]

・相続税の課税価格の合計額 5 億円

課税遺産総額 = 5 億円 - 4,800 万円 = 4 億 5,200 万円

[相続税の総額の基となる税額]

本問の法定相続人は、妻 B さん・長男 C さん・二男 D さんの 3 人です。

妻 B さん: 4 億 5,200 万円 × $1/2$ × 45% - 2,700 万円 = 7,470 万円

長男 C さん: 4 億 5,200 万円 × $1/4$ × 40% - 1,700 万円 = ② 2,820 万円

二男 D さん: 4 億 5,200 万円 × $1/4$ × 40% - 1,700 万円 = 2,820 万円

[相続税の総額]

7,470 万円 + 2,820 万円 + 2,820 万円 = ③ 13,110 万円

したがって正解は、

① 4,800 (万円)

② 2,820 (万円)

③ 13,110 (万円)